

第3章 栃木県資源循環推進計画の概要及び進捗状況

1 計画の概要等

(1) 計画策定の趣旨

県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、平成28（2016）年3月に「栃木県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を展開し、持続可能な循環型社会の形成に向け取り組んできた。

この間、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための目標（SDGs）」の考え方のもと、国では、循環型社会を優先課題の一つとして位置付け、食品ロスの削減や海洋プラスチックごみ対策を進めるなど、資源循環を巡る情勢は大きく変化してきた。

また、地球温暖化など気候変動への対策や、頻発する大規模災害によって発生する災害廃棄物の処理、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じつつ社会経済活動を進めていく「新たな日常」への対応も喫緊の課題となった。

こうした状況を踏まえ、新たな廃棄物処理計画を「栃木県資源循環推進計画」として、令和3（2021）年3月に策定し、引き続き廃棄物の減量及び適正処理を図りつつ、新たな課題にも柔軟に対応し、資源循環のための施策を総合的かつ計画的に推進することとしている。

(2) 計画の概要

ア 位置付け

廃棄物処理法に基づき、環境大臣が定める基本方針※に則して、本県の廃棄物処理に関する施策の基本的事項を定めるものであるとともに、「栃木県環境基本計画」の部門計画として位置付ける。

※廃棄物の減量とその他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）

イ 計画期間

この計画は、おおむね10年後を見据えた上で、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5か年間を計画期間としている。

ウ おおむね10年後の将来像

- ◆ モノが資源として循環するライフサイクル全体での資源循環の取組が拡大
- ◆ 地域の特性やモノの性状等に応じて、地域における資源の循環が形成
- ◆ 気候変動対策につながる資源循環推進体制が確立
- ◆ 廃棄物・リサイクル産業が成長し、地域で新たに雇用創出、企業立地等が実現

2 計画の進捗状況

テーマ	項目	H30(2018) 基準値	R 6 (2024) 現状値	R 7 (2025) 目標値
テーマ1 ライフサイクル全体での資源循環の推進	県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量	672g/人・日	634g/人・日	650g/人・日
	県内の産業による生産額（実質）1億円当たりの産業廃棄物の排出量（農業及び鉱業に係るものを除く。）	52.0 t/億円※1	37.7t/億円※2	48.8 t/億円
	県内で排出された一般廃棄物の最終処分量	57千t	54千t	53千t
	県内で排出された産業廃棄物の最終処分量	87千t	76千t	84千t
テーマ2 資源循環としての適正処理の推進	本県から優良認定を受けた産業廃棄物処理業者の数（栃木県内業者）	37事業者※3	48事業者※5	61事業者
	県内で発生した産業廃棄物不法投棄の件数（10t未満を含む）	146件※3	159件	70件
テーマ3 資源循環推進体制の確保	県内で排出された一般廃棄物の再生利用率	16.0%	15.0%	19.0%
	県内で排出された産業廃棄物の再生利用率	50.2%	50.4%	53.0%
	県内に新設される焼却施設における熱回収設備の導入率	—	100% ※R4-7 新設無し	100%
	大規模災害等に備えた事業継続計画（BCP）の策定市町数	6市町※4	12市町※5	25市町
テーマ4 廃棄物・リサイクル産業の振興	県内の産業団地等におけるリサイクル施設の立地件数	78件※3	82件※5	増加を目指す
	「とちの環エコ製品」の認定件数	119件※3	136件※5	137件

※1 平成29(2017)年度末の現況値を基準に設定

※2 令和5(2023)年度の値

※3 令和元(2019)年度末の現況値を基準に設定

※4 令和2(2020)年度末の現況値を基準に設定

※5 令和7(2025)年度末の値